

がん診療連携拠点病院の新規推薦について

☆: 都道府県がん診療連携拠点病院(1か所)

■: 地域がん診療連携拠点病院[高度型](2か所)

●: 地域がん診療連携拠点病院(1か所)

【参考】

都道府県がん診療連携拠点病院

都道府県におけるがん診療の質の向上等に中心的な役割を果たすものとして、原則として各都道府県に1か所指定される。

地域がん診療連携拠点病院

各医療圏に1か所程度整備し、専門的ながん医療の提供、がん診療の連携協力体制の整備、がん患者に対する相談支援及び情報提供を担う。

地域がん診療連携拠点病院（高度型）

地域がん診療連携拠点病院のうち、診療機能が高いと判断された場合に同一医療圏に1か所のみ指定することができる。

1 新規指定推薦手続きの変更について

変更後	現行
<p>① 医療機関から県知事に「推薦依頼文書」及び報告書が提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 県がん対策担当において国の指定要件の充足状況を確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ がん対策推進協議会において意見聴取</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>④ 県から国へ指定推薦書を提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>⑤ 国の指定検討会で審議された後、厚生労働大臣が指定</p>	<p>① 医療機関から県知事に「推薦依頼文書」及び報告書が提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 県がん対策担当において国の指定要件の充足状況を確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ 県から国へ指定推薦書を提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>④ 国の指定検討会で審議された後、厚生労働大臣が指定</p>

2 地域がん診療連携拠点病院（高度型）推薦方針と考え方について

指定要件

国の指針では、地域がん診療連携拠点病院の中から更に以下の要件を満たしていることとされている。

- ① 地域がん診療連携拠点病院の要件中、(充足することが) 「望ましい」とされる要件を複数満たしていること。
- ② 同一医療圏に複数の地域拠点病院がある場合、診療実績（「院内がん登録数」、「悪性腫瘍の手術件数」、「がんに係る薬物療法のべ患者数」、「放射線治療のべ患者数」及び「緩和ケアチームの新規介入患者数」）が当該医療圏において 最も優れていること。
- ③ 強度変調放射線療法や核医学治療等の高度な放射線治療を提供できること。
- ④ 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件に規定する緩和ケアセンターに準じた緩和ケアの提供体制を整備していること。
- ⑤ 相談支援センターに看護師や社会福祉士、精神保健福祉士等の医療従事者を配置し、相談支援業務の強化が行われていること。
- ⑥ 医療に係る安全管理体制について第三者による評価を受けているか、外部委員を含めた構成員からなる医療安全に関する監査を目的とした監査委員会を整備していること。

本県における地域がん診療連携拠点病院（高度型）の推薦方針（案）

【前提】

「都道府県知事はその診療機能等が高いものとして推薦する医療機関」について、「診療機能が高いもの」とは、都道府県がん診療連携拠点病院と比較して、院内がん登録数で概ね5割の実績があることとする。

- 1 「「望ましい」とされる要件を複数満たしていること」とは、対象となる項目のうち概ね8割の項目を満たしていることとする。
- 2 「診療実績が当該医療圏において最も優れていること」とは、対象となる5項目の診療実績のうち3項目以上について、継続して最も優れていることとする。
- 3 「相談支援業務の強化」とは、医療従事者を2名以上、かつ、医療従事者としての資格は異なるものとなるよう配置することとする。